

瀬戸内市大規模盛土造成地マップ

大規模盛土造成地マップについて

【背景】

平成7年の兵庫県南部地震や平成16年の新潟県中越地震などにおいて、過去に谷や沢を埋めた盛土や、斜面に腹付した盛土等が滑ったり崩れたりする被害（滑動崩落）が発生しました。この滑動崩落というメカニズムは、これらの被害事例の分析により初めて明らかになってきました。

【目的】

このような宅地災害の被害軽減にむけて、平成18年度に宅地造成等規制法が改正され、宅地耐震化推進事業が創設されました。この事業に基づいて大規模盛土造成地の抽出（第一次スクリーニング）および「大規模盛土造成地マップ」の作成を行いました。

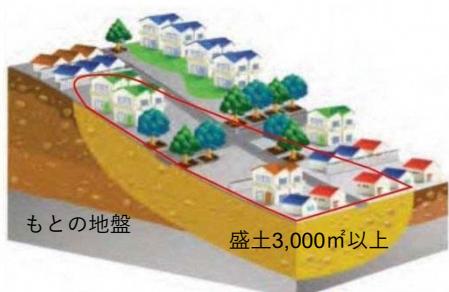
大規模盛土造成地の存在を市民の皆様に知っていただくことにより、防災意識を高めていただくことをこのマップの主な目的としています。

大規模盛土造成地とは？

盛土造成地には、「谷埋め型」と「腹付け型」の二種類があり、次のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地と呼びます。

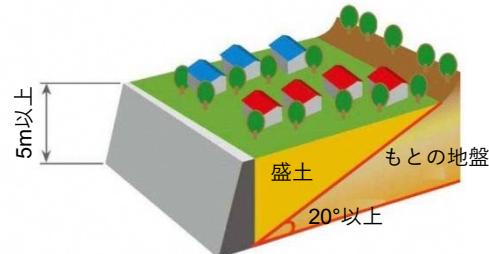
谷埋め型

谷や沢を埋めた、面積が3,000m²以上の宅地



腹付け型

盛土をする前の地盤が20°以上で、盛土の高さが5m以上の宅地



国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より

大規模盛土造成地における被害とは？

地震時に、盛土部分が斜面下方へ移動し崩落する「滑動崩落」が発生することがあります

谷埋め型



腹付け型

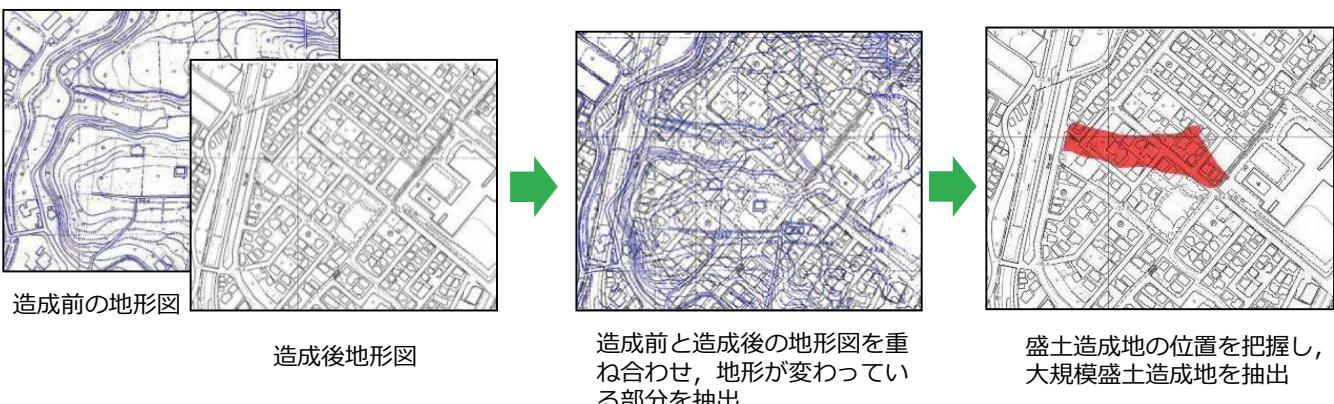


国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より

大規模盛土造成地の抽出方法

瀬戸内市では、令和元年度に大規模盛土造成地の場所と大きさについての調査を行いました。造成前と造成後の地形図を重ね合わせ、谷間や山の斜面であった場所の地形が変わり、地盤が高くなっている場所が盛土区域となります。この盛土区域の中から大規模盛土造成地の条件に合った造成地を抽出します。

今回の調査では、造成前の資料は昭和30年代の地形図や航空写真、造成後の地形図は最新の国土地理院の測量成果を基に作成しました。



国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より

大規模盛土造成地に関するQ & A

Q1. なぜ、大規模盛土造成地マップ(以下「マップ」といいます)を公表するのですか。

A1. このマップは、大規模盛土造成地の存在を知りいただくことにより、市民のみなさまの防災意識を高めていただくことを目的としています。

Q2. 大規模盛土造成地は危険ということですか。

A2. 公表したマップは危険箇所を示したものではなく、一定の規模以上の盛土が行われている造成地のおおむねの場所と大きさを示したものであり、大規模盛土造成地であるからといって必ずしも危険というわけではありません。

Q3. 大規模盛土造成地に含まれていない宅地は安全ですか。

A3. このマップはある一定以上の規定を満たす盛土造成地を一律抽出したものです。よって、このマップに示されていない宅地の安全を保障するものではありません。

Q4. 宅地が大規模盛土造成地に含まれていた場合、何か対策は必要ですか。

A4. 現時点での対策の必要はありません。災害を未然に防ぐために、日頃から防災意識を持ち、周りの宅地に目を配って下さい。

Q5. 大規模盛土造成地に建築や宅地造成を行う場合特別な許可が必要ですか。

A5. 大規模盛土造成地であることをもって、特別な許可は必要ありません。

Q6. 公表されたマップでは自分の土地が含まれているのかよくわかりません。もっと、詳細な図面はありますか。

A6. マップを作成するために使用した地形図などの資料は多少の誤差を含みます。よって、公表したマップは大規模盛土造成地のおおむねの範囲を示したものであり、個々の敷地まで特定できるような詳細なものではありません。

宅地防災に関するホームページ

国土交通省 宅地防災

<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

国土交通省 宅地耐震化推進事業

<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigyo/jigyo.htm>

国土交通省 宅地耐震化の取組に関するパンフレット

<http://www.mlit.go.jp/crd/web/topic/topic.htm>

国土交通省 わが家の宅地安全マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

お問い合わせ先

岡山県 土木部 都市局建築指導課開発指導班 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4-6

電話：086-226-7503 FAX：086-226-0273 ホームページ：<http://www.pref.okayama.jp/>